

京都市告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和2年9月8日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
合同会社たいよ う	重度訪問介護, 同行援護	介護ステーションたいよう 2610381317	京都市中京区西 ノ京内畑町 23 番地	令和2年8月31 日
特定医療法人桃 仁会	居宅介護, 重度訪問介護	特定医療法人桃 仁会訪問介護ス テーション千寿 2610900736	京都市伏見区桃 山町伊賀78番 1	令和2年8月31 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)